

# 後期高齢者医療制度

平成 22・23 年度の新しい保険料率をお知らせします

## ◆保険料の計算方法（平成 22 年度）

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成21年中の所得 - 33万円) × 10.28%	=	1年間の保険料 【100円未満切捨て】 (限度額50万円)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------------------

※この保険料率に基づく今年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

## ◆保険料の軽減について

### ①均等割の軽減

所得に応じて、均等割 44,192 円が以下のとおり軽減となります。

軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

対象世帯	軽減割合	前年度の均等割額	今年度の均等割額	比較
所得が 33 万円かつ加入者全員が年金収入 80 万円以下で他の所得がない	9 割軽減	4,300 円	4,400 円	100 円増
33 万円以下	8.5 割軽減	6,300 円	6,628 円	328 円増
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の加入者数) ※単身世帯は該当なし	5 割軽減	21,571 円	22,096 円	525 円増
33 万円 + (35 万円 × 世帯の加入者数)	2 割軽減	34,514 円	35,353 円	839 円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に 100 円未満を切り捨てます。

### ②所得割の軽減 加入者個人の所得で判定します

前年の所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方は、所得割が 5 割軽減となります。

例) 年金収入 180 万円の場合

軽減判定 180 万円 - 120 万円 (公的年金控除) - 33 万円 (基礎控除) = 27 万円 (軽減に該当)  
所得割 27 万円 × 10.28% × 5 割 = 13,878 円 (年間保険料のうち所得割額分)

### ③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減となります。

※被用者保険とは・・・全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌保健、共済組合など、サラリーマン保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

▼問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011 - 290 - 5601)  
役場 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)